

合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて

四 国 部 会 提 出
説 明 担 当 香 南 市

(理 由)

合併特例債は、合併市町村における地域の「一体性の確立」及び「均衡ある発展」のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として「合併年度及びこれに続く10か年」を限度として発行できることで創設されました。

この後、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村で各種建設事業計画の見直しが行われ、特例債発行期間内での事業完了が困難であることから、東日本大震災の被災地を除く合併市町村に対して、合併特例債発行期間の5年間延長がされているところです。

しかしながら「アベノミクス効果」による建設需要の増大や東日本大震災の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより建設資材の高騰や技術者の不足がみられ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されます。

こうしたことから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、政府におかれましては、被災市町村以外の合併特例債の発行期限を東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間となるよう延長されることを強く要望します。